

(一社)日本肢体不自由者卓球協会 倫理規程

第 1 条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「当法人」という。）の事業における関係者の倫理に関する事項を定めることにより、本協会の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、以て本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第 2 条 (適用範囲)

この規定は、以下の者について適用する。

- (1) 定款第 5 条に規定する社員
- (2) 定款第 20 条に規定する役員
- (3) 定款第 37 条に規定する委員会の委員

第 3 条 (基本的責務)

役職員等および団体は、定款第 1 章総則第 3 条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、公正かつ誠実に行動しなければならない。

第 4 条 (信頼の確保と責任)

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。

第 5 条 (人権の尊重)

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別を行ってはならない。

第 6 条 (私的利益の禁止)

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

第 7 条（利益相反の防止及び開示）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、その職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

第 8 条（個人情報の保護）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならず、業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第 9 条（適正な経理処理）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、一般社団法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

第 10 条（情報開示及び説明責任）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会報やホームページに掲載する等して開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

第 11 条（薬物の使用禁止）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、ドーピングや違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

第 12 条（反社会的行為の禁止）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

第 13 条（本章の具体的内容）

本章の具体的内容については、公益財団法人障がい者スポーツ協会が定めた「倫理およびコンプライアンスに関するガイドライン」（参考資料参照）に基づくものとする。

第 14 条（法令等の遵守）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、関係法令又は本協会の定款及び諸規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

第 15 条（研鑽）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、公益目的事業の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第 16 条（規程遵守の監視）

1 役職員等および団体に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（コンプライアンス委員会）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等および団体がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、理事会へ報告し、理事会はコンプライアンス委員会の意見を聴取したうえで、定款、賞罰規程及び関係する規程等に則って必要な措置をとるものとする。

第 17 条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。附則 1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。